

平成 30 年度与那原町国民健康保険税収納対策緊急プラン

国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上のため、次のことを実施する。

1. 組織及び人員体制

- ①収納係 1 名、納付相談員（嘱託）3 名の計 4 名を配置する。
- ②健康保険課職員を動員し、定期的に夜間電話督促・戸別訪問等を実施する。
- ③職員の資質向上を図るため、滞納処分等徴収業務や国民健康保険制度に関する研修に積極的に参加する。
- ④収納対策委員会（委員長：副町長）のもと、税務課、子育て支援課（保育料）公共施設管理課（町営団地）、学校教育課（給食費）、財政課（町有地借地料）及び上下水道課との連携により、徴収体制をいっそう強化する。

2. 適正賦課

- ①国民健康保険（税）制度の趣旨・手続を説明するリーフレット、チラシ等を作成し、配布する。
- ②適正賦課に係る事例（国保資格取得・喪失の未届、所得の未申告、国保税軽減・減免の可否）について、資格・賦課の担当職員と連携し、早期の手続を促す。
- ③居所不明の「不現住」を認定するため、督促状等の郵便物返戻の記録及び嘱託員の訪問記録等をもとに調査を行い、不現住の確定を行うため住民課での住民登録職権削除へつなげ、適正賦課に努める。

3. 納税方法の効率化

- ①広報誌・町ホームページでの啓発、及び納税通知書発送時に口座振替依頼書を添付するなど口座振替を推進し、収納業務のさらなる効率化を図る。また、窓口で口座振替の手続きが可能なマルチペイメントネットワーク（ペイジー等）の導入を検討する。
- ②コンビニエンスストア及び県内郵便局で納付可能な納付書を平成 25 年度に導入しており、これにより納税者の利便性を高め、あわせて収納率向上を図る。

4. 収納対策

- ①納付誓約を行っている分納世帯及び短期被保険者証を交付している世帯の状況把握をさらに徹底する。また、短期被保険者証交付の際に生活実態の把握に努め、納付相談等を行う機会を設ける。
- ②保険税を納付できない特別な事情の有無を十分確認し、事情無く 1 年以上納付の無い滞納者に対し、資格証明書の発行を検討する。
- ③収納会議を定期的に行い、滞納事例について重点的に対策を講ずることで滞納世帯数の減少を図る。

- ④昨今の社会情勢等を踏まえ、所得の大幅な減少により国保税の納付が困難な被保険者には、与那原町国民健康保険税条例施行規則に基づき、減免申請を促す。
- ⑤平日夜間の納付相談及び納付対策を必要に応じて行う。
- ⑥滞納者への現金給付（高額療養費、出産育児一時金等）があるときは、その申請時に納付相談を行う。

5. 滞納処分

- ①納付催告に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を強く促す。
- ②滞納者の財産調査を定期的に行い、調査結果と納付実態を検討したうえで滞納処分を実施し、納期内納付の周知徹底を図る。
- ③社会保険加入や県外への転出により国保資格を喪失した滞納者、また県内他市町村へ転出し適用外になった滞納者に対しては、早期に滞納処分を検討する。
- ④納付催告に応じない者に対し、税務課と連携しタイヤロック等の動産差押えを実施し、公売等を行うことで収納率の向上を図る。
- ⑤納付催告に応じない者で、不動産を所有する者に対して不動産差押えを行い、公売等を行うことで収納率の向上を図る。

6. 執行停止

- ①滞納者の現況及び財産調査等により担税能力の有無を検討した結果、執行停止の必要があると判断した場合は、積極的に早期対処する。

(以上)